## 高齢者等の見守りに関する協定書

小金井市(以下「甲」という。)と東京都行政書士会多摩中央支部(以下「乙」という。)は、小金井市の高齢者等の安全の確保及び見守りのために情報の提供等を行い、もって高齢者の福祉に寄与する旨の協定を結ぶものとする。

## (対象とする高齢者等)

第1条 対象の高齢者は、小金井市内に居住するおおむね65歳以上のひとりぐらし世帯又はおおむね65歳以上のみの世帯に属する方(以下「高齢者等」という。)とする。

(安全の確保及び見守り)

- 第2条 乙は、業務の遂行中に高齢者等の異常事態を発見した場合又は窮状の訴えを受けた場合は、甲に対してその情報を提供するものとする。
- 2 甲は、乙から情報提供を受けたときは、市の機関、地域包括支援センタ - 、民生委員等の協力を得て必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、高齢者等の安全確保の上で、緊急の対応が必要と判断した場合は、 直接警察署、消防署等関係機関に通報するものとする。

(相談窓口の紹介)

第3条 乙は、業務の遂行中に高齢者等から在宅支援の相談窓口について問い合わせを受けたときは、該当する地域包括支援センター等を紹介することができるものとする。

(個人情報保護)

第4条 乙は、情報提供等の際に知り得た高齢者等の個人情報を第三者に洩らしてはならない。

(免責事項)

第5条 乙は、第2条又は第3条の措置を行ったことについて、甲から責任 を問われることはないものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その 都度甲乙協議の上決定するものとする。 (協定の締結と解除)

第7条 この協定は、締結の日から効力を発し、解除をする場合は、甲と乙 の合意のもとになされるものとする。

以上のとおり協定をする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

第1条 対象の高齢者は、小金井市内に居住するおおむねるら歳以上のひと

平成29年 / 月 / 9日

甲 小金井市本町六丁目6番3号 小金井市 代表者 小金井市長 西岡 真一郎 一

乙 小平市上水南町二丁目21番9号 行政書士小網淳一事務所内 東京都行政書士会 多摩中央支部 代表者 支部長 小網 淳一場民

